

国土交通省 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定)記載内容 ※平28対応方針(平28.12.28閣議決定)に記載があるものは当該種別を<平28>として併記 ※平30対応方針(平30.12.25閣議決定)に記載があるものは当該種別を<平30>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		【全国知事会】 地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえれば、区域区分に関する都市計画は都道府県又は指定都市の権限とすべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		第1次回答のとおり、国の利害に重大な関係がある都市計画である区域区分について「軽易な変更」を定めている趣旨については、区域区分の変更が行われる理由及び変更後の区域が客観的に明らかで、既になされている国土交通大臣の同意の判断の前提を何ら崩さないと思われるものについて協議を不要とするものであり、軽易な変更の対象となる小規模な変更であることをもって、都道府県が広域的な観点から行うべきという性格が変わるものではない。この考え方は、都市計画法施行規則第13条第1項第1号に規定する面積要件によって変わるものでもない。					
		【全国知事会】 地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえれば、区域区分に関する都市計画は都道府県又は指定都市の権限とすべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		第1次回答のとおり、国の利害に重大な関係がある都市計画である区域区分について「軽易な変更」を定めている趣旨については、区域区分の変更が行われる理由及び変更後の区域が客観的に明らかで、既になされている国土交通大臣の同意の判断の前提を何ら崩さないと思われるものについて協議を不要とするものであり、軽易な変更の対象となる小規模な変更であることをもって、都道府県が広域的な観点から行うべきという性格が変わるものではない。この考え方は、都市計画法施行規則第13条第1項第1号に規定する面積要件によって変わるものでもない。 また、区域区分の見直しに伴う作業を市町村が行っていたとしても、最終的に都道府県が区域区分の変更を行うべきか否かを判断しているものであり、このことをもって市町村の権限としてもよいということではない。					
		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。							
		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。		○ご指摘の「添付書類」とは、社会資本整備総合交付金交付申請等要領(平成28年度4月1日付け 国管第4198号)第6において提出を求めている「一 交付申請書 参考資料第一」の交付申請額一覧表及び「社会資本整備総合交付金申請書」を指していること確認していたこと。 ○当該資料は、交付申請時において、計画毎の交付金額、計画における重要事業の内訳や補助率、施工規模に比した経費の内訳の確認など本交付金の交付決定を行う前提として、必要不可欠な内容を提出していただいている。また、これらは、年度業績や完了実績を確認する上でも、当初予定していた事業内容との差異等を確認する上で、必要な資料である。 ○これらは、前回の回答で申し上げた通り、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)第5条、同法施行令第3条第1項に基づき、提出を求めており、ご指摘いただいた同法施行令第3条第3項の「第一項の申請書類又は前項の書類に記載すべき事項の一部又は全部の指定による漏れ等については、各各府の長の定めるところにより、省略することができる。」の規定に関しては、上記の必要性から、当該資料の簡素化は困難と判断したものである。 ○厳しい財政状況の中、地方公共団体のニーズ等に十分に対応しつつ、交付金事業をより効果的・適切に執行を行うための取組としてご理解願いたい。					
		【全国知事会】 防災拠点・避難所における合併処理浄化槽の設置に係る建築基準については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例による補正を許容すべきである。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○下水道の耐震化は順次進めており、二重投資を回避する中でリスク対策を考へるべきとのことだが、投資コストや防災対策等を総合的に勘案して、具体的にどのような対策を考へるかは、地域の実情を踏まえ市長が判断すべきことであり、災害拠点等についてピンポイント的に、危険分散の観点から合併処理浄化槽を設置することも可能としてよいのではないかと。 ○下水道の耐震化を完了するには時間がかかることから、リスク回避という意味で、合併処理浄化槽の設置を可能としてよいのではないかと。	提案募集検討専門部会にて頂いたご指摘を踏まえ、処理区域内における平常時からの使用を前提とした合併処理浄化槽の設置の必要性について、提案団体及び追加共同提案団体(提案団体等が属する場合はその管内市町村を含む)に対して、内閣府地方分権改革推進室と合同で調査したところ、ニーズは一件もなかった。 ■ 下水道施設の耐震化の状況については、避難所と処理場を結ぶ幹線など重要な下水管線の約5割、下水道処理場の約4割で耐震化が完了している。また、耐震化未了の施設についても震災後速やかに下水道の機能を確保するため、災害時の応急復旧計画を定めた下水道BCP(業務継続計画)の策定を推進している(平成27年度末:約9割、平成28年度末:全ての地方公共団体にて策定予定)。平成28年熊本地震(以下熊本地震)という、1においては下水道が失われた箇所についても、被災した地方公共団体が策定した下水道BCPに基づき速やかに復旧機能が確保されたため、下水道施設の被災が原因で便所が使用できないという事例は発生していない。また、過去の大規模地震(阪神淡路大震災、新潟中越地震、東日本大震災及び熊本地震)において被災した地方公共団体(199団体)のうち、下水道施設の被災が原因で便所が使用できなかった避難所のある地方公共団体は、東日本大震災で被災した8団体のみであった。そのうち7団体は下水道BCPが策定であり、残る1団体は津波に対応した下水道BCPではなかった。 したがって、下水道は耐震化未了の施設についても下水道BCPによる早期復旧が可能であり、下水道の復旧が合併処理浄化槽よりも速いとのこと指摘は当たらない。 また、熊本地震で被害の大きかった益城町においては、指定避難所や避難所として利用された19箇所の施設のうち、下水道施設の破損が原因で便所が使用できなかった避難所はない。 なお、リスク回避的に合併処理浄化槽を設置することについて、平時は下水道に排水するのであれば復旧制度も可能である。1次災害のとり、災害時においては、建築基準法第85条の規定により同法第31条が適用除外となり、既存の小学校を防災拠点・避難所として活用する場合であっても、同法第85条が適用されないわけではなく、災害時に公共下水道に接続しない合併処理浄化槽を使用することは可能である。)	【国土交通省】 (1)建築基準法(昭25法201) (2)処理区域(下水道法(昭33法78)2条1項8号)内の便所(31条)については、災害時においては、建築設備についても応急仮設建築物に対する制限の緩和(85条)の規定が適用されることから、合併処理浄化槽に連結した便所とすることが可能であること等を、地方公共団体に平成28年度中に通知する。	通知	平成28年度中	【災害時に設ける合併処理浄化槽等の建築基準法上の取扱いについて】(平成28年3月23日付け国住指第4338号)	

各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年12月国土交通省「取組等 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該維持率<平29>として併記 ※平30対応方針(平30.12.25閣議決定)に記載があるものは当該維持率<平30>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
			<p>【国土交通省回答】</p> <p>一次回答で示したとおり、河川法第23条に基づき流水の占用は、ある特定目的のために、その目的を達成するのに必要な限度において、公共用たる河川の流水を排他的・継続的に使用することとされている。水利使用の許可に当たっては、社会全体からみての妥当性及び公益性、また取水予定量が河川の流況等に照らして安定的に取水可能であることを確認する必要がある。</p> <p>工業用水の一部を他用途に転用する場合に、転用後も河川の流水を適切に管理するために、申請内容から乖離した不適切な取水実態となっていないかを確認し、必要に応じて是正する必要があることから、許可の申請を求めている。</p> <p>常置では、工業用水の一部を雑用水として供給する際、工業用水の需要が発生するまでの間の暫定的な措置として行われる場合に、一定量未満の水利使用の申請を不要としているが、これはあくまで「特に試験的な措置に限ったものである。つまり、水利利用者等の供給において、雑用水として機能するのかが確認する必要があるための先行的・試験的措置として河川管理者に許可を求めず取水可能とする範囲を示しているにすぎない。試験期間終了後、水利利用者側で本格的に雑用水として水利を使用する場合は、当然のことながら許可申請を行う必要がある。</p> <p>なお、試験的措置として水利使用の申請を不要としている日量1,200立方メートル未満等は、都道府県知事が流水の占用の許可を行っている河川(一級河川の指定区間及び二級河川)において、広域的な水利利用の調整を図る観点から国土交通大臣の許可又は協議に係らねばならない。取水量(日量2,000立方メートル以上)にも満たない取水であるが、当該水は農業等の試験的転用が、工業用水の需要が発生するまでの間の暫定的な措置として行われる期間であれば、河川管理に大きな影響を及ぼすものではないと判断し、許可を不要としたものであり、この考え方は現状においても変わらない。</p> <p>水利権の許可の変更・更新時においては、許可期間における申請者の水需要の動向等を踏まえて迅速な審査に努めているところであり、明確な根拠等が示されれば、新規の申請よりも短い期間で許可をすることが一般的である。</p> <p>また、変更の許可の際には、河川法施行規則第40条第2項で「変更の許可」の申請にあつては、添付図書のうちその変更に関する事項を記載したものを添付すれば足りると定められており、許可申請者の添付図書の簡略化を措置している。</p> <p>【経済産業省回答】</p> <p>この度の提案団体からの見解については、本省としては一次回答で示したとおりである。</p>						
		<p>【全国知事会】</p> <p>都市公園における設置可能な施設については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容すべきである。</p> <p>なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>	<p>○ 施行令第5条5項の教養施設は社会教育関連施設が主に記載されており、この規定によって児童館を設置することは不可能と地方公共団体から受け取られても仕方がない。</p> <p>○ 児童館の設置も認められるのであれば、それも政令に明記すべきではないか。</p> <p>○ 本提案は都市公園に対する地域のニーズの裏返しであり、児童館や地縁団体の会館施設を公園に設置できる施設として個別に政令に記載することで、都市公園が果たす役割(コンパクトシティの推進等)を前向きにアピール出来るのではないか。</p> <p>○ そもそも、地方公共団体の設置に係る都市公園については、「都市公園の効用を全うする施設(法2条2項9号・施行令第9条)を当該地方公共団体が条例で定められることとしてもよいのではないか(「都市公園の効用を全うする」かの判断は地方公共団体が行う)。</p>	<p>設置しようとする施設が公園施設に該当するか否かについては、公園管理者が、当該施設の機能や利用形態を当該都市公園の設置目的や性格に照らして具体的に判断するものであり、現行制度においては、その解釈を柔軟に行うことが可能となっている。</p> <p>都市公園法施行令第5条第1項の「集会所」については、必ずしも常時公開の利用に開放されているものに限られるわけではなく、地縁団体の会館が「集会所」に該当する余地は十分にあり、実際に、多数の設置事例が存在するところであるが、地方公共団体に通知によりその旨周知を図ってまいりたい。</p> <p>一方で、特定の団体が占有する排他的な施設については、都市公園が一般公開の自由な利用に供することを目的とする公共施設であることと鑑みれば、当該施設が都市公園の効用を全うするものであるとはいえず、公園施設としての設置は困難であると考えられる。</p> <p>このような施設の設置が都市公園としての利用よりも公益上重要であると判断される場合には、当該都市公園の一部を廃止し、当該施設を設置することは可能である。なお、都市機能の集約化の推進等に当たっては都市公園の集約に係る考え方は、平成28年8月15日付け通知(水保電産省電産部「都市公園の集約化の取扱い及び都市公園の保存規定の取扱いについて」においてお示した通りであり、参考にされたい。</p>	<p>【国土交通省】</p> <p>(6) 都市公園法(昭31法79)</p> <p>(1) 都市公園内の公園施設については、児童館及び地縁団体の会館施設が設置可能であることを明確化するため、地方公共団体に平成28年度中に通知する。</p>	通知	平成29年3月31日	「公園施設として設置される児童館及び地縁団体の会館施設の取扱いについて」(平成29年3月31日付「国庫公費案217号」)	
		<p>【全国知事会】</p> <p>都市公園における設置可能な施設については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容すべきである。</p> <p>なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>	<p>○ 地縁団体の会館施設については、「集会所」では読みにくいことから、施行令第5条8項に明記すべきではないか。</p> <p>○ 本提案は都市公園に対する地域のニーズの裏返しであり、児童館や地縁団体の会館施設を公園に設置できる施設として個別に政令に記載することで、都市公園が果たす役割(コンパクトシティの推進等)を前向きにアピール出来るのではないか。</p> <p>○ そもそも、地方公共団体の設置に係る都市公園については、「都市公園の効用を全うする施設(法2条2項9号・施行令第9条)を当該地方公共団体が条例で定められることとしてもよいのではないか(「都市公園の効用を全うする」かの判断は地方公共団体が行う)。</p>	<p>設置しようとする施設が公園施設に該当するか否かについては、公園管理者が、当該施設の機能や利用形態を当該都市公園の設置目的や性格に照らして具体的に判断するものであり、現行制度においては、その解釈を柔軟に行うことが可能となっている。</p> <p>都市公園法施行令第5条第1項の「集会所」については、必ずしも常時公開の利用に開放されているものに限られるわけではなく、地縁団体の会館が「集会所」に該当する余地は十分にあり、実際に、多数の設置事例が存在するところであるが、地方公共団体に通知によりその旨周知を図ってまいりたい。</p> <p>一方で、特定の団体が占有する排他的な施設については、都市公園が一般公開の自由な利用に供することを目的とする公共施設であることと鑑みれば、当該施設が都市公園の効用を全うするものであるとはいえず、公園施設としての設置は困難であると考えられる。</p> <p>このような施設の設置が都市公園としての利用よりも公益上重要であると判断される場合には、当該都市公園の一部を廃止し、当該施設を設置することは可能である。なお、都市機能の集約化の推進等に当たっては都市公園の集約に係る考え方は、平成28年8月15日付け通知(水保電産省電産部「都市公園の集約化の取扱い及び都市公園の保存規定の取扱いについて」においてお示した通りであり、参考にされたい。</p>	<p>【国土交通省】</p> <p>(6) 都市公園法(昭31法79)</p> <p>(1) 都市公園内の公園施設については、児童館及び地縁団体の会館施設が設置可能であることを明確化するため、地方公共団体に平成28年度中に通知する。</p>	通知	平成29年3月31日	「公園施設として設置される児童館及び地縁団体の会館施設の取扱いについて」(平成29年3月31日付「国庫公費案217号」)	
【徳島市】	府省見解では「現行法で対応可能」としているが、一方で提案にあるような支障事例も現実発生してしまっている。	<p>【全国知事会】</p> <p>所管省からの回答が「現行法で対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>経済産業省・国土交通省からの回答が「現行法で対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>	<p>○ 以下の点に鑑みると、砂利採取法第37条の「災害」の定義が第19条の認可の基準と同一であるという解釈について、法律上、明確に確定するべきではないか。</p> <p>① 内閣法制局の担当書、砂利採取法担当部署の法令担当等、ご(狭い範囲の関係者の間)においては、当該解釈は共通の理解になっていたとしても、それ以外の者にとっては、その者に一定の法的な知識が備わっていた場合でも、そのような解釈を直ちに砂利採取法の法文から読み取ることは困難ではないか。</p> <p>② 砂利採取法の立案経緯においても、当該解釈は明示されておらず、逆に、「災害」の範囲が狭い解釈を考える表現があるのではないか。</p> <p>③ 法制定後約50年にわたって当該解釈が対外的に明らかになっていないことから、今回の清川市の事例のように、「災害」の定義が認可の基準と同一ではないという前提で第37条第1項の規定が適用されてきたのではないかと考えられる。</p> <p>④ 第37条は、市町村の要請に対する調査義務等を都道府県知事等に課しており、その影響が砂利採取計画申請者の権利関係にも及ぶ可能性のある重要な規定であることから、要件をより明確に示す必要があるのではないか。</p>	<p>「災害」の定義について、提案団体から不明確であるという指摘を踏まえ、現場での混乱を速やかに解消するために、砂利採取法の趣旨を徹底し、第37条第1項の「災害」に関する考え方について、速やかに関係市町村への周知を含め各都道府県まで通知することとしたい。</p> <p>なお、当該解釈は共通の理解になっていたとしても、それ以外の者にとっては、その者に一定の法的な知識が備わっていた場合でも、そのような解釈を直ちに砂利採取法の法文から読み取ることは困難ではないか。</p> <p>また、砂利採取に伴う水質汚濁等の被害も含んだ概念であることについても、本省と内閣法制局との間で文書にて確認されていることとあり、法改正は必要ないとの見解に留意したい。</p> <p>また、将来にわたる災害が発生するおそれがあることと鑑み、個別具体的な状況に鑑みて、そのおそれや市町村長が認めるときは、必要な措置を講ずることができると考えられる。地方で、過去からの砂利採取が地域全体の一定割合を超えたとの一事をもって、本法における「災害」が直ちに発生していることとすべき、個別具体的な状況に応じて判断されるべきである。</p>	<p>【国土交通省】</p> <p>(9) 砂利採取法(昭43法74)</p> <p>(1) 市町村長が砂利の採取に伴う災害が発生するおそれがあると認めるときは、実施できる場合も実施可能であることを認め、当該要請が実施可能な場合の考え方を明確化する。</p> <p>【国土交通省・経済産業省】</p> <p>【措置済(平成28年11月15日付け経済産業省製造産業局素材産業課、国土交通省水管理・国土保全局水政課通知)】</p>	通知	平成28年11月15日	措置済(「砂利採取法第37条第1項の解釈について」(平成28年11月15日付け「経済産業省製造産業局素材産業課、国土交通省水管理・国土保全局水政課通知」)	
【徳島市】	公が所有する土地にある都市計画施設で、市民に影響を及ぼさない都市計画変更については、事業計画による都道府県との事前協議や周辺住民に対する説明会等の手続きを既に経ていると思われるため、当該変更を「軽易な変更」の対象に加え、都市計画決定手続きを簡素化していただきたい。	<p>【全国知事会】</p> <p>一般廃棄物処理施設の廃止等については、慎重な検討が求められることから、都道府県知事への協議(市町村においては同意協議)が必要である。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>都市計画に都市施設を位置づけるに当たっては、当該都市施設が都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境の確保等の都市計画上の必要性から位置づけられていることが前提であり、実地上当該都市施設が休止しているか否かにかかわらず、これを廃止しようとする場合には都市計画上の必要性の見直しや他の都市計画への影響等に係る都市計画上の判断や調整を要するものである。</p> <p>また、市町村の都市計画に係る都道府県知事協議は、一の市町村の区域を越える広域の見地からの調整や都道府県の都市計画との適合を図る観点から設けられるものであり、個別の計画段階において、実務的な既存施設の存続にかかる県との協議やパブリックコメント等を行っていることをもって、都道府県との協議が不要であるとは言えない。</p>					
		<p>【全国知事会】</p> <p>一般廃棄物処理施設の廃止等については、慎重な検討が求められることから、都道府県知事への協議(市町村においては同意協議)が必要である。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>都市計画に都市施設を位置づけるに当たっては、当該都市施設が都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境の確保等の都市計画上の必要性から位置づけられていることが前提であり、実地上当該都市施設が休止しているか否かにかかわらず、これを廃止しようとする場合には都市計画上の必要性の見直しや他の都市計画への影響等に係る都市計画上の判断や調整を要するものである。</p> <p>また、市町村の都市計画に係る都道府県知事協議は、一の市町村の区域を越える広域の見地からの調整や都道府県の都市計画との適合を図る観点から設けられるものであり、個別の計画段階において、実務的な既存施設の存続にかかる県との協議やパブリックコメント等を行っていることをもって、都道府県との協議が不要であるとは言えない。</p>					
		<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>		<p>都市公園に係る代執行については、私人の権利保護と一般公益の保護のバランスを図るため、広く一般の行政上の義務の履行に關して定めた代執行法に基づき代執行を原則としている。</p> <p>この原則は、道路、河川等の他の公物においても同様であり、都市公園に限って代執行に係る要件や手続きを緩和することは困難である。</p>					

各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定)取組内容等 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記 ※平30対応方針(平30.12.25閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平30>として併記	対応方針の措置(検討)状況				
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
		【全国知事会】 都道府県が設置する都市計画審議会の委員の構成等の基準については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、制度を見直すべきである。		「関係委員会の活動の限界」(昭和28年1月21日、自行政発案16号)については、地方自治法第202条の3の規定により条例で定める附属機関の枠内について述べられたものと認識しており、都市計画審議会は、都市計画法第77条又は第77条の2の規定に基づき設置される機関であって、当該条例で定める附属機関の解釈・運用がそのまま適用するものではないと考える。 また、都市計画は、都市計画の制定・変更の制を課すという性格を有し、都市計画審議会の構成は都市計画法等の手続において多大な影響を及ぼすため、住民全体の利益を代表する「議会議員」等を政府によりその構成員として位置付けているものである。 このため、「議会議員」等を位置付けることには一定の合理性を有しているものとする。						
【秋田県】 昨今のグローバル経済の拡大や技術革新の進展に伴い、農家世帯を取り巻く労働環境は、この法律が制定された時代(1971)からは劇的に変化しており、「②必ずしも専門的な知識や高度な技術を必要としない」と見られる労働集約型産業は減少傾向にあり誘致困難となっている。 一方で、必ずしも給与にこだわらず、ワークライフバランスを重視した多様な働き方を求める動きもある中、コールセンターなど、前出②の条件にマッチするとともに、一定の雇用規模があり、地方が抱える地理的予ミットにこだわれない産業については農工法の既定により、誘致困難となっている。 世界農業センサス2015によると、日本の農家戸数は、2010年比約18%減となっており、このうち、兼業農家の割合は2010年の72%から66%に縮小しているものの、依然、高い水準を維持している。 本提案は、以上のような状況を考慮しながら、農家世帯の多様な就業ニーズにマッチする幅広い働き方の選択肢を提供できる環境を整備し、この法律の主要な目的である「農家世帯の安定的・継続的な雇用確保」の促進にも資するものであるため、更なる検討を期待する。			御提案のとおり、農工法第2条第2項に規定する工業等以外の業種を農工団地に導入することができるようになるためには、同法を改正する必要がある(ただし、地域再生法の特例を活用する場合を除く)。本年秋を目途に、対象業種の在り方等の検討を進めているところである。その中で、御提案内容を踏まえながら、引き続き検討してまいりたい。 なお、農工法は、支援事例で述べられた、工業等以外の導入を阻むかのような「規制」ではなく、農村地域への工業等の導入を促進するための仕組みである。このため、農工法の適用が地域の事情に適さない場合は、同法以外の手段によって地域の事情に即した産業の導入を図ることも検討されたい。	<平28> 【国土交通省】 【1】農村地域工業等導入促進法(昭40法112) 【11】農村地域工業等導入促進法(昭40法112) 【17】行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法律22第2項)の運用については、対象を拡大する方向で検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。【再掲】 (関係府省:厚生労働省、農林水産省及び経済産業省)	法律	公布日:平成29年6月2日、施行日:7月24日	農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律(平成29年法律第44号)において、農村地域に導入できる業種(工業等)から「産業」と改め、業種の限定を撤した。			
		【全国市長会】 国民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること	○ 第1次ヒアリングにおいて、個人情報保護委員会から、法定事務である公営住宅の歳管・目的に合致するの否かの判断にかかっており、収入の上限のみ判断基準があるわけではないため、おおむね公営住宅の趣旨に合致するのかがどうなるかを総合的な視点で地方公共団体と相談しながら考えたいとの趣旨の発言があったところである。このため、提案団体が挙げている収入上限が公営住宅に準ずる対象者と整理できるのかについて、個人情報保護委員会において地方分権改革推進室を通じて提案団体との調整を早急に進めるとともに検討いただき、第2次ヒアリングまでに結果をお示しいただきたい。 ○ 第1次ヒアリングにおいて、個人情報保護委員会から、公営住宅に準ずる対象者、特定優良賃貸住宅に準ずる対象者を、上限の収入が重なる部分が生じる可能性があるが、定性的に整理すれば、結果的に一連の階層全てで対象になり得るとともに、個人情報保護委員会が示しているのと(独自利用事務と準ずる法定事務は1対1対応していなければならない)には感じない、との趣旨の発言があったところである。これを受け、本件提案の実現に向けて、提案団体の挙げている収入上限を、公営住宅に準ずる対象者とするのか、それとも特定優良賃貸住宅に準ずる対象者とするのかのいずれが妥当なのか、個人情報保護委員会において地方分権改革推進室を通じて提案団体との調整を早急に進めるとともに検討いただき、第2次ヒアリングまでに結果をお示しいただきたい。 ○ 上記の検討に当たっては、地方分権改革推進室を通じて独自利用事務について情報連携を可能とするための提案団体の条例制定に向けたスケジュールを把握した上で調整を進め、情報連携が開始される平成29年7月に合うよう、個人情報保護委員会において早急に検討いただきたい。	(内閣府の回答を記載) 提案団体が挙げている収入階層について、準じる法定事務として「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」による賃貸住宅の管理に関する事務(独自利用事務の情報連携対象事務とする。以下「独自利用事務」とする。)、1つの独自利用事務(管理団体の事務)で、対象者を整理した上で複数の法定事務(公営住宅の事務及び特定優良賃貸住宅の事務)に準ずることとして個人情報保護委員会に届け出ることは可能なので、その旨を個人情報保護委員会のQ&Aに明示することとする。 なお、条例開始時期については、国会を希望する地方公共団体における条例制定、個人情報保護委員会への届出システム改修、国におけるシステム改修、全提地地方公共団体における総合運用テスト等が必要のため、最速で平成30年4月以降とする。 同様の事例追加要望に対応するため、関係者による検討会(関係府省(内閣府、総務省)等)及び要望した地方公共団体等)で構成)を年内1回開催することとする。	【国土交通省】 (17)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法律22) 【1】地方公共団体が9条2項に基づき実施する事務(独自利用事務)については、以下の措置を講ずる。 地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務については、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平55法22)による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の85の2)に準ずる事務としても認めるとともに、高等専攻等就学支援金の支給に関する事務に併せて行っている補助に関する事務については、独立行政法人日本学生支援機構法(平15法94)による学費の貸付に関する事務(別表2の106)に準ずる事務として認めるとし、「情報連携の対象とする独自利用事務の事例」(平27特定個人情報保護委員会)を平成28年度中に改正する。 (関係府省:内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省及び厚生労働省) 独自利用事務を整理するために必要な特定個人情報の追加要望に対応するため、関係者による検討会(関係府省(内閣府、総務省等)及び地方公共団体で構成)を年内1回開催する。 (関係府省:内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省及び厚生労働省)					
		【全国知事会】 所管者からの回答が「現行制度においても運営協議会等で合意を得られれば、自家用者借旅客運送の登録が可能であり、実費以外の金銭の取受を行うことができる」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。 【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 なお、所管者からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		「過疎地域その他の交通が著しく不便な地域」とは、一律に基準を設けるのではなく、各地域の事情に応じた内容となるべきものである。 このため、同地域であるか否かの判断については、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者、地域住民等の地域の関係者を構成員とした協議会において、当該地域の公共交通機関の輸送の状況等の地域の事情に応じて、適切に判断されるべきと考える。 また、国による判断基準を設けた場合、各地域の事情を勘案した柔軟な運送サービスの実施が困難となるおそれがある。 いずれにせよ、協議会については、適正な運営等がなされるよう、引き続き地方運輸局等において必要な合意が得られるように適切な助言等を行ってまいりたい。						
【八尾市】 「現行では、相続財産管理人の選任や報酬の支払い等相当の手間と費用が発生すること、手続の開始から遺産への帰属までの期間が長期に及ぶこと等から迅速な対応への要望となっている。所有者不在となった相続財産の簡易的帰属手続を確立すること」との記載についての回答がない。 民法959条の遺産帰属に関する規定について、相続人不在の物件について、一定の要件のもとで、地方公共団体に帰属させる等の新たな制度の確立を模索してもよいのではないか。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第10項に基づく簡式執行に伴う公告と、民法に規定する相続財産管理人制度に係る各種公告とはその目的、内容や主体を異にするものであり、手続を併用することは適当である。 また、「検察官の請求により利害関係人を立てる」との趣旨は必ずしも明らかではないが、相続財産管理人の選任を申し立てる意思のない利害関係人に選任申立てを強制する制度の創設を要望する趣旨であるとすれば、私的自治の原則に反するものであり、対応は困難である。							
		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		第1次回答においてお示ししているとおり、急激な経済情勢の変化、災害の発生等の現時点では想定することが困難な事象の発生により、住居に困窮する低所得者を取り巻く地域の住宅事情が急変することも考えられること等から、長期に渡る目的外使用は公営住宅の本来の目的の妨げになるおそれがあるため、目的外使用の期間を1年以内とし、事業主体に対し、引き続き目的外使用しても公営住宅の適正かつ合理的な管理の支障のないことを確認していただくよう求めているものである。 なお、当初の目的外使用の期間を終了後、地域の住宅事情に特段の変化がなければ、目的外使用の期間を更新していくことは可能である。	【国土交通省】 (3)公営住宅法(昭26法193) (iii)公営住宅の地域対応活用に係る期間の更新については、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内であればその回数に制限はないこと及び更新の際に設定可能な期間について、地方公共団体に平成29年中に情報提供を行う。	情報提供	平成29年中	地方公共団体の公営住宅の担当者を対象とした会議(平成29年度第1回公営住宅整備事業等担当者連絡会議(4/26.6.29))において周知を実施	会議等において情報提供予定	

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年12月の閣議決定)記載内容 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記 ※平30対応方針(平30.12.25閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平30>として併記	対応方針の措置(検討)状況				
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
【緑風区】 生産緑地地区の指定の対象とされていない500mを下回る小規模な農地や、農地所有者の意思に反して規模要件を下回ることになった生産緑地地区について、農地として保全できるよう、速やかに制度改正されたい。特に、税制度については、生産緑地と同等の課税となるよう法改正されたい。		【全国知事会】 生産緑地地区指定の面積要件及び解除要件については、条例に委任する又は条例による補正を許可するべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		検討の方向性や中身に関しては、1次回答のとおりであり、当該内容について速やかに検討して参りたい。	<平28> 【国土交通省】 (13)生産緑地法(昭49法68) 生産緑地地区の規模要件(3条1項2号)については、「都市農業振興基本計画」(平成28年5月10日閣議決定)に基づき、現行制度上、生産緑地地区の指定の対象とされていない500mを下回る小規模な農地や、農地所有者の意思に反して規模要件を下回ることとなった生産緑地地区について、小規模な農地を保全する観点から生産緑地制度の要件の緩和を検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 <平29> 【国土交通省】 (20)生産緑地法(昭49法68) 生産緑地地区の規模要件(3条1項2号)については、市町村が、公園、緑地その他の公共空地の整備の状況及び土地利用の状況を勘案し必要があると認めるときは、政令で定める基準(300㎡以上500㎡未満)に従い、条例で、区域の最低規模を定めることを可能とする。 【措置済み(都市緑地法等の一部を改正する法律(平成29年法律第26号))】	法律	平成29年2月10日閣議決定 平成29年4月28日成立 平成29年5月12日公布 平成29年4月15日施行	生産緑地法の改正を含む(都市緑地法等の一部を改正する法律案)を平成29年2月10日に閣議決定、同年4月28日成立、5月12日公布、6月15日施行。		
		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 ただし、建築物の用途に適合した安全性の確保は必要であると考える。								
		【全国知事会】 特別用途地区は市町村が都道府県と協議して決定するものであり、その目的を達成するためにふさわしい建築物の用途は地方公共団体において適切に判断することが可能である。このため、国土交通大臣の承認は廃止するべきである。 【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 また、大臣承認に要する手続きの簡素化、時間の短縮などについても検討すること。		用途規制は、国民の生命、健康及び財産の保護を図るために、国の役割として、目指すべき市街地像に応じた建築物の最低限の基準を定めたものである。これを緩和する条例を制定することは、個別の建築物について特例的に許可することは異なり、基準そのものについて一般的な緩和を認めることになり、規範の定立そのものであるため、大臣の関与は不可欠と考える。						
		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 なお、検討に当たっては、安全性を最優先に配慮されたい。		道路法に定める占用許可対象物件は、道路の本来的機能である一般通行機能に支障を及ぼさない範囲内で定められたものであることから、ご提案の水素ステーションを占用許可対象物件とすることが適切か否かを検討する必要がある。 当該検討の材料として、貴団体において道路区域内に設置しようとする工作物の詳細、設置しようとする位置、道路上に設置しなければならない必要性等を具体的に示し頂きたい。 また、水素の正しい取扱いとは具体的にどのような方法を指しており、その場合にガソリンと同様の安全性を確保できると考えられる理由についても併せて説明願いたい。 それらの回答を踏まえて、水素ステーションを道路上に設置することによる道路の交通及び構造に与える影響や道路管理上の支障の有無、十分な安全性が確保されるか否か等を勘案のうえ、これを占用許可対象物件とすることの適否について検討して参りたい。						
		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。		有償旅客運送は、安全・安心の確保の観点から、原則として、安全体制等が適正に確保された一般旅客自動車運送事業者によって行われるべきものである。 しかしながら、少子高齢化、高齢化者の通行により、一般旅客自動車運送事業者が採算性の面から継続が困難な地域を中心に撤退が進んでおり、地域の生活交通の確保が大きな課題となつてきている。このように一般旅客自動車運送事業者によっては、地域住民に対する十分な運送サービスが提供されない場合においては、これを補完する目的として、自家用有償旅客運送制度が創設された。 このため、自家用有償旅客運送は、バス・タクシー等によっては輸送サービスを確保することが困難であり、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要であることについて、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者、地域住民等の関係者が合意した場合に実施できるものとし、また、実施主体は道路運送法施行規則第48条各号に列挙する営利を目的としない団体に限定していることである。 また、平成27年4月より、非常利性を前提に一定の組織性を有することや代表者が欠格事由に該当しないこと等を条件に「権利能力無き社団」について自家用有償旅客運送の実施主体となることを可能としており、人的制約等により、依然として運行の担い手確保が困難な地域においても、自家用有償旅客運送が行うことが可能となるような対応しているところである。 自家用有償旅客運送制度は、旅客自動車運送事業者が成り立たない地域において、例外的に認められるものであることから、実施主体を非常利団体に限っているところであり、営利性を有する民間事業者が有償運送を行う場合は、道路運送法上の事業許可を取得して行う必要がある。						
		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。		旅客運送においては、当該旅客運送が行われなかった場合には発生しなかったことが明らかであり、客観的、一義的に客観的な水準を特定できる費用(ガソリン代、道路通行料及び駐車料金をサービス提供者を受ける者が負担することは認められており、これは、市町村が運送主体であっても同様である。 上記の解釈については、平成18年に事務連絡を発生し、各地方運輸局に対し周知を行っているところであり、引き続き適切な制度運用が行われるよう努めてまいりたい。						
		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。		個人の財産である土地の権利を当該土地の所有者の意向によらず、行政が関することについては、慎重な検討を要するものと考えられる。 土地区画整理事業の実施主体に申請権限を付与することについては、そのニーズや他の公共性を有する事業(地籍調査、土地改良事業等)との平仄も考慮しながら慎重な検討を要するものと考えられる。						

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定)記載内容 ※平29対応方針(平30.12.25閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記 ※平30対応方針(平30.12.25閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平30>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		3階建ての学校について耐火性能等を求めているのは、前回回答の通り、避難上の安全性を確保するためのものである。ご指摘の国土技術政策総合研究所の研究の結果は、平成27年国土交通省告示第255号において、建築物全体の主要構造部を1時間耐火構造とすることを前提とした基準に反映されているものであることから、その前提条件が成り立たない場合において部分的に基準を採用しても、避難上の安全性を確保しているものとは判断できない。 なお、平成27年に施行された改正法の規定により、現行規定においても、安全性を確保した木造3階建ての学校を実現することは可能であることから、燃えしろ設計を利用し、断面の大きな木材を部分的に利用する等の設計上の工夫によって、木材を現しの状態で使用することが可能である。					
		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。							
		【全国市長会】 所管省からの回答が、「現行制度でも建築基準法第43条に規定する構造要件を種々に満たす必要なく、建築することが可能な場合がある」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		【文部科学省回答】 文部科学省として回答可能な事項なし。 【厚生労働省回答】 厚生労働省として回答可能な事項なし。 【国土交通省回答】 同一敷地内に二層以上の建築物がある場合には、敷地の用途を決定する建築物(主要用途建築物)とこれに関連する建築物(付属建築物)の関係により用途上可分か不可分の判断を行うこととしている。この関係が内包関係(付属建築物が主要用途建築物の用途の一部を構成する場合)又は付属関係(主要用途建築物と付属建築物との間に強い機能上の関連を持っている場合)である際には、用途上不可分として判断する。 学校と学童保育所の関係については、付属関係にあり用途上不可分であると判断される場合と、付属関係に無く用途上可分であると判断される場合がある。本提案に関しても、八王子市の判断により用途上不可分と判断しても差し支えないものと考ええる。					
		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。 なお、所管省からの回答が「条例を定めることにより対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		【内閣府】 内閣府としては、第1次回答で回答したとおりである。なお、道路交通法と取締に関することは警察庁から回答されると考える。 【警察庁】 道路交通法との関係に限って申し上げれば、「駅前等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止すること」を目的として道路運送車両法施行規則第1条第2項に規定する第二種原動機付自転車の除去を地方公共団体が行うことについては、道路交通法第51条に規定する違法駐車に対する措置等とは目的・手段が異なるため、道路交通法との関係で、こうした事項を定める条例の制定が許されないものではないと解される。 【国土交通省】 国土交通省において回答可能な事項なし。					
		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○ 第1次ヒアリングにおいて、総務省から、中間サーバーについては、地方公共団体情報システム機構が設置・管理しており、当該機構自らのサービスとして提供しているため、その利用については当該機構の判断となり、総務省に照会する必要はないとの趣旨の発言があった。これを受けて、中間サーバーの利用の可否は地方公共団体情報システム機構が判断する事項であることを地方公共団体向けに明確に示すべきではないか。また、これまで総務省から示されているQ&A(管理代行者は地方公共団体とは別個の団体であるためマナー制度による情報連携を利用する場合には独自で中間サーバーを設置する必要がある)は改正すべきではないか。これらの点について、総務省において早急に検討いただきたい。	【内閣府の回答を記載】 今後の提案を踏まえ、デジタルPMOの「FAQ」に、自治体中間サーバープラットフォームについては、地方公共団体情報システム機構が設置・管理しており、当該機構自らのサービスとして提供しているため、その利用については当該機構が判断する事項であり、地方公共団体と機構の間で調整する事項である旨の補足を加えた回答を記載することを検討する。	6【国土交通省】 (1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (2)自治体中間サーバープラットフォームについては、地方公共団体情報システム機構が設置及び管理しており、当該機構自らのサービスとして提供しているため、その利用については当該機構が判断する事項であり、地方公共団体と当該機構の間で調整する事項である旨の補足を加えた回答を、「デジタルPMO(番号制度に関する情報共有を目的としたコミュニケーションツール)」の「FAQ」に、平成28年度中に記載する。 (関係府省:内閣府及び総務省)				
		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。	○ 寄宿舍の階段基準の緩和については、安全性に関する技術的検証を進めようとしており、告示の改正を検討していることだが、所要の措置について、時期の目途をお示しいただきたい。 ○ 検討に当たっては、地方公共団体や事業者の意見を聴く機会を設けるべきではないか。	階段基準の合理化の検討にあつては、所有者の過度な負担とならないよう、関連する複数の団体や事業者へのヒアリング調査を行い、実情に沿った技術基準となるよう配慮する。なお、ヒアリング調査にあつては、貴団体にもご協力をお願いしたい。 また、同じ利用者による長期的な利用が見込まれる「住宅」と比べて、短い期間で利用者の入れ替わりが見込まれる「寄宿舍」においては、利用者の年齢のみでなく、利用者の入れ替わりの頻度なども踏まえ、慎重に基準の合理化を検討する必要があると考えられる。 なお、技術的検証においては、「①既存住宅の利用実態等に対する調査」「②安全措置を検討するための階段の昇降実験」を予定しており、①については着手済である。また、告示改正は平成28年度に予定している。	6【国土交通省】 (1)建築基準法(昭和25法201) (2)寄宿舍の階段基準については、住宅を寄宿舍に転用することを想定し、地方公共団体及び事業者の意見を踏まえ、一定の要件(規模、追加の安全措置等)を満たした場合に当該基準の合理化を図ることとし、平成28年度中に告示を改正する。	告示	平成29年度	建築基準法施行令第二十三条第一項の規定に適合する階段と同等以上に昇降を安全に行うことができる階段の構造方法を定める件の一部を改正する件(平成29年国土交通省告示第868号)を平成29年6月29日に公布・施行。 あわせて「建築基準法施行令第二十三条第一項の規定に適合する階段と同等以上に昇降を安全に行うことができる階段の構造方法を定める件の改正について(技術的助言)」(平成29年6月20日付け国注第861(19号))により、この旨を特定行政庁等に周知して要約。	

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定)記載内等 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記 ※平30対応方針(平30.12.25閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平30>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 ただし、建築物の用途に適合した安全性の確保は必要であると考えます。			【国土交通省】 (1)建築基準法(昭25法201) (i)寄宿舎の階段基準については、住宅を寄宿舎に転用することを想定し、地方公共団体及び事業者の意見を踏まえ、一定の要件(段縁、追加の安全措置等)を満たした場合に当該基準の合理化を図ることとし、平成29年度中に告示を改正する。	告示	平成29年度	建築基準法施行令第二十三条第一項の規定に適合する階段と同等以上に昇降を安全に行うことができる階段の構造方法を定める件の一部を改正する件(平成29年度国土交通省告示第66号)を平成29年9月26日に公布・施行。 あわせて建築基準法施行令第二十三条第一項の規定に適合する階段と同等以上に昇降を安全に行うことができる階段の構造方法を定める件の改正について(抜粋的転写)(平成29年9月28日付け国住指第2192号)により、この旨を特定行政庁等に列して周知済。	
		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		地域公共交通会議で協議が円滑な事業については、提出書類を省略することが可能か否か、また省略が可能な場合にとの書類を省略することが可能となるかは個別の事業に応じて判断する必要があるが、運輸支局等に提出する許可申請書類に重複がある部分に関し省略が可能と考えられるものを具体的に検討していきたい。	<平28> 【国土交通省】 (2)道路運送法(昭26法183) 一般乗合旅客自動車運送事業の許可の申請等については、地域公共交通会議での協議書類と運輸支局等に提出する申請書類に重複がある部分に関し、省略が可能と考えられるものを具体的に検討し、平成28年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 <平29> 【国土交通省】 (8)道路運送法(昭26法183) (v)一般乗合旅客自動車運送事業の許可等申請において、地方運輸支局等に提出する書類のうち、地域公共交通会議等における協議書類と重複し、かつ、当該書類について要りな協議が円滑なものについては、省令を改正し、平成30年度から提出の省略が可能とする。	省令	平成29年12月28日公布 平成30年4月1日施行予定	平成29年12月28日に道路運送法施行規則の一部を改正する省令(平成29年国土交通省令第74号)を公布した(平成30年4月1日施行)。	
		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。		第1次回答でお示しているとおり、「特定空家等」として空家法の規定を適用する場合は、空家法第14条に基づく助言又は指導、勧告、命令の手段を、踏まえて行う必要がある。緊急事態において応急措置を講ずる必要がある場合であっても、空家法により対応しようとするのであれば同様である。しかし、台風・大雨等の緊急事態において空家等に一時的な応急措置を講ずることができることを定めている事例については、空家法に抵触しない限度で有効であることから、御指摘の緊急を要する場合の措置を条例で定めることは可能である。 なお、空家法に抵触しない応急措置の範囲をお示することは困難であるが、すでに緊急時の対応について条例で定めている事例を紹介していくなどの情報共有を適時行っていく。	【国土交通省】 (10)空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127) (i)台風・大雨等の緊急時における空家等に対する応急措置については、緊急時の対応について条例に基づき対応している事例の調査を行い、地方公共団体に平成29年中に情報提供を行う。 (関係府省:総務省)	情報提供	平成29年中	空家対策等に関するアンケート調査にて実施調査等を実施し、収集した事例等についてHP及び地方整備局経由で地方公共団体に周知済み。	
		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。		第1次回答においてお示しているとおり、長屋や共同住宅については、一棟全体で一つの「建築物」であり、一住戸は「建築物」の一區画にすぎず、一住戸ごとに「空家等」か否かを判断するものではないことから、現に居住している者がいない空き住戸が多数存在するとしても、一部の住戸に居住者がおり、建築物全体としては「居住その他の使用がなされていない」とは言えず「空家等」として扱うことは不相当である。 なお、長屋等の問題に対応している地方公共団体の事例などがあれば、適時情報共有を行っていく。	【国土交通省】 (18)空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127) (ii)一部が空き室となっている長屋等への対応については、各地方公共団体の取組事例等の調査を行い、地方公共団体に平成29年中に情報提供を行う。 (関係府省:総務省)	情報提供	平成29年中	空家対策等に関するアンケート調査にて実施調査等を実施し、収集した事例等についてHP及び地方整備局経由で地方公共団体に周知済み。	
【八尾市】 指定管理者はその主体が明確でないとのご回答ですが、地方自治法244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者の指定手続き等に関する条例を定め、告示を行うなどの公表する手段を講ずることにより、その主体の明確性は担保されていると解されます。 さらに、提案第6号の規定において、指定にあたっては議会の議決を経ることとなり、通常の外部委託契約とは異なり、行政から公の施設の管理権限を委任するに足る資質を有する団体を指定するよう手続きが厳格に定められております。 また、個人情報の取扱いについて必要な措置を講ずる責務について、条例で定めるとともに、個人情報保護に關して必要な事項を指定管理者との間で締結する協定に盛り込む等の措置が行われていることを前提として、情報提供ネットワークシステムの利用に關しては、個別IDの付与により指定管理者を特定すること等により、その適切性を担保することができるものと考えます。 【松原市】 指定管理者は、行政機関ではないもの、従来民間委託とは異なり、地方公共団体の議会の指定議決を受けなければ施設の管理主体とはならないことから、その主体は明確になっている。また、既に指定管理者職員は、個人情報など個人情報を取り扱っており、情報セキュリティを確保するために必要なシステム対応を事前に実施し、各種関係規程を指定管理者職員が遵守する等、セキュリティ対策に万全を期した上で、情報連携が可能となるよう検討いただきたい。	【全国市長会】 行政機関ではない、公益財団法人や指定管理者にまで利用主体を拡大することについては、リスク検証等への留意が必要。	○ 第1次ヒアリングにおいて、内閣府から、法律のレベルで当該法人が規定されていることが一つのメルクマールであるが、指定管理者については幅広く法人を対象とできることから、国民の目から見ると法律のレベルでは誰がマイナンバーを利用しているのか不明であるため、慎重に考えざるを得ないとの懸念の発言があったことである。しかしながら、指定管理者は地方自治法に基づく法的な手続きに従って指定を受けるものであり、地方自治法に基づく条例によって具体的な事務(管理の基準及び業務の範囲等)が規定されていることから、主体や委託を受けた事務の内容は明確になっていると考えられるのではないかと見られる。また、第1次ヒアリングにおいて、内閣府から、公営住宅関係では、管理代行者が法律上位置づけられているために情報連携が可能であるが、指定管理者は法律上の位置付けがないために情報連携は困難であるとの懸念の発言があったことである。しかしながら、管理代行者であっても、法律において、具体的な法人名までもが明示される訳でなく、その意味においては、指定管理者と管理代行者との間で法人名の特定において根本的な差があるわけではない。 加えて、地方公共団体が公営住宅関係で管理代行者と指定管理者のいずれかを選択する際に、制度的な条件が平等でないという点は問題ではないかと見られる。これらの点について、関係府省において早急に検討いただきたい。	(内閣府の回答を記載) 個人情報保護に對する国民の懸念に対応するため、情報提供ネットワークシステムを使用して情報連携を行うことができる主体は、法令で明確になっている必要があると考える。 指定管理者は、地方自治法に定められた手続きであるといえ、法人その他の団体という様々な主体がなり得るものであり、かつ、当該地方公共団体以外の地方公共団体やその住民にとっては認識し難いものでないものとなっている。 情報提供を行う地方公共団体側としては、そのような主体に対して特定個人情報を提供することについて、個人情報保護の観点からの懸念が生じうると考えられるため、現時点では、指定管理者を情報連携の主体とするには留意が必要である。	【国土交通省】 (17)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (ii)上記のほか、地方公共団体における行政運営の効率化を図る観点から、附則9条1項に基づき、同法の施行後3年を目途として、同法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずる。 (関係府省:内閣府、個人情報保護委員会、総務省及び文部科学省)					

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定)取組等 ※平29対応方針(平30.12.25閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平30>として併記 ※平30対応方針(平30.12.25閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平30>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
【千葉県】 一次回答は、規制緩和の可否に関する回答となっていないため、関係府省で調整のうえ明確な回答を示していただきたい。		【全国市長会】 国民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。	○ 第1次にアテンドにおいて、内閣府から、法律に根拠がある事務を情報連携の対象とすることが必要であるが、例外として各自自治体の条例で位置付けられた事務については情報連携の対象に加えていくことはあり得るとの趣旨の発言があったところである。このため、法律に根拠を持たない事務について、マイナンバー法に位置付けて情報連携の対象とする方策について、内閣府において早急に検討いただくこと。 ○ 療育手帳関係情報については、マイナンバー法の規定を根拠として、主務省令を早急に整備すべきではないか。 また、事務処理上の必要性や法定事務に近い事務であることを考慮すると、外国人生活保護関係情報については情報連携を可能とするように検討すべきではないか、そのために必要となる制度改正を検討すべきではないか。 これらの点について関係府省において早急に検討いただきたい。	○内閣府の回答を記載 ○療育手帳関係情報 提案については、本来は事務の根拠法律があることを前提として、マイナンバーの利用をマイナンバー法に規定した上で情報連携の対象とし得るものであるが、現在は事務の根拠法律がないため、一部の地方公共団体が療育手帳交付の事務におけるマイナンバーの利用を条例で規定して利用事務として いる状況である。 療育手帳関係情報を情報連携の対象とするためには、提供側の地方公共団体の意見も把握しつつ、現場の事務が混乱することのないよう、条例化している地方公共団体の状況を見ながら、現行のマイナンバー法別表第2の規定に基づいて主務省令を整備する必要がある。 なお、照会を希望する地方公共団体におけるシステム改善、国におけるシステム改善、全提供地方公共団体における総運用テスト等が必要となる。 ○外国人生活保護関係情報 国民の個人情報保護に対する懸念に対応するマイナンバー法の理念を踏まえ、事務の実施について法律に根拠を持たない外国人生活保護関係情報は、情報連携の対象とすることは困難であると考え る。	【国土交通省】 (17)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (1)地方公共団体が9条2項に基づき実施する事務(独自利用事務)について、以下の措置を講ずる。 療育手帳関係情報を情報連携の対象とすることについては、提供側の地方公共団体の意見も把握しつつ、現場の事務が混乱することのないよう、平成28年度中に療育手帳に関する事務を独自利用事務として条例で定める地方公共団体が増加するよう関係府省が連携して働きかける。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣府、総務省及び厚生労働省)				
		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。		第三種旅行業が取り扱う募集型企画旅行の実施区域の拡大については、規制改革会議実施計画(平成27年6月30日閣議決定)に沿って、地域や事業者のニーズを踏まえた見直しも視野に入れた検討を進めているところであり、平成28年度中に結論を得た上で必要な措置を講ずることとしている。	【国土交通省】 (4)旅行業法(昭27法239) (甲)第三種旅行業の募集型企画旅行及び地域限定旅行業の業務範囲(旅行規則1条の2)については、現在、営業所の存する市町村とその隣接市町村に限られているが、新地型旅行商品に対するニーズの高まりを踏まえた旅行業法の見直しに合わせて、地域の観光実態等を踏まえたものとなるよう、必要な措置を講ずる。	告示	公布:平成30年3月29日 施行:平成30年4月1日	第三種旅行業及び地域限定旅行業の業務区域について、地域の観光・交通の実態に合わせた見直しを行うことを内容とする「平成十九年国土交通省告示第四百四十五号等の一部を改正する告示」(平成30年観光庁告示第9号)が平成30年3月29日に公布された。	
【山口県】 現行制度では、受験申込の受付において、管轄外の受験者の来庁や郵送による申請送付先誤りという事例がある等、受験者を混乱させている状況にある。なお、試験に関する問合せ先は従前から国土交通省とされている。また、書面申請のうち、郵送による申請が多い。 以上のことから、受験申込の都道府県経由の義務付けを廃止し、受付を一本化することにより、住民(受験者)の利便性が著しく低下するとは認めがたい。 国土交通省が管轄する他の国家試験と同様に、国土交通省直轄(又は地方単位での受付)若しくは試験の実施に係る事務の委任等により、窓口を集約することが、受験者の利便性につながるものと考えらる。 【参考:国土交通省所管の国家試験(一例)】 ●海事代理士試験 受付窓口:受験希望地を管轄する地方陸運局 ●一般建築士試験 受付窓口:公益財団法人建築技術教育普及センター ※試験の実施に関する事務を委任 ●測量士・測量士補試験 受付窓口:国土地理院総務部		【全国知事会】 不動産鑑定士試験の受験申込の都道府県経由の義務付けについては、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、廃止すべきである。		各都道府県では、都道府県知事許可の不動産鑑定業者に係る登録・監督事務を自治事務として行っており、県の登録・監督に直接に關係する不動産鑑定士試験の受験業務の受付事務についても、不備のある届書の対応等も含めて、支障なく対応されているところである。例年、受付事務が発生する期間としては受付期間である2月下旬から3月上旬の約3週間、書面での申請件数は、平成28年試験では、5都道府県で100件を超えているものの、38府県では50件以下(27府で20件以下)となっている。 も、提案のとおり書面による受験申込の都道府県経由の義務付けを廃止した場合、不動産鑑定士試験は土地鑑定委員会が行うこととされていることから、全国からの受験申込の受付を東京で行うこととなる。一部の都道府県に確認したところ、当該都道府県の書面申請者の6~7割が窓口へ持参しているのにも関わらず、東京より遠方の受験者からの届書に不備があった際には、その訂正等に時間を要することとなるため、受験申込の完了までの期間がかかることを考慮すれば受験者の利便性は大きく低下することとなり、事務処理の遅延等による試験開催への悪影響も懸念される。 さらに、不動産鑑定士の受験者数が減少傾向にある中(短答式試験の申込者数は、平成18年の試験制度改正時の4,400名から、平成28年は2,023名と大きく減少している。)、受験者の利便性が大きく低下することになると、更なる受験者数の減少を招きかねず、不動産鑑定士の人材不足、不動産鑑定業の健全な発展や国や都道府県などが行う公的土地区画への悪影響も懸念される。 司法試験においては、司法試験委員会での郵送のみの申請件数は、平成28年試験で、弁護士(登録)の登録や司法書士業務の監督等に都道府県が関係していないことなど、不動産鑑定士・不動産鑑定業と制度の建て付けが異なっていることから、同列に扱うことは適当ではない。 受験者からは、窓口での書面申請が便利であるとの要望を伝えることもあったことから、住所地の都道府県で窓口受付が今後も継続できれば、国土交通省においてのみ受付を行うことと比べ、より高い公平性・利便性は確保されるものと考えらる。 なお、受験届書の提出に関する支障事例があげられているが、住所地以外の都道府県へ誤って申請した受験者に再提出を求めると期限を過ぎってしまう場合についても国土交通省に相談をいただいた場合はこれまで全て届書の受理を認めており、運用の徹底により改善が図られることから、現行制度による支障事例にはあたらない。また、受験届書重複の記載ぶりなどについては引き続き工夫をして参りたい。	<平28> 【国土交通省】 (8)不動産の鑑定評価に関する法律(昭38法152) 不動産鑑定士試験の受験の申込みに係る都道府県経由の義務については、受験者の利便性の確保と都道府県の負担軽減の両立を図る観点から、都道府県の意向を踏まえ、当該事務の在り方について検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 <平29> 【国土交通省】 (16)不動産の鑑定評価に関する法律(昭38法152) 不動産鑑定士試験の受験の申込みに係る都道府県経由の義務については、廃止する。	法律	平成31年1月1日施行。	不動産鑑定士試験の受験申込の都道府県経由を廃止することを内容とする「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成30年法律第66号)が、平成30年6月19日に成立。	
【山口県】 現行制度では、受験申込の受付において、管轄外の受験者の来庁や郵送による申請送付先誤りという事例がある等、受験者を混乱させている状況にある。なお、試験に関する問合せ先は従前から国土交通省とされている。また、書面申請のうち、郵送による申請が多い。 以上のことから、受験申込の都道府県経由の義務付けを廃止し、受付を一本化することにより、住民(受験者)の利便性が著しく低下するとは認めがたい。 国土交通省が管轄する他の国家試験と同様に、国土交通省直轄(又は地方単位での受付)若しくは試験の実施に係る事務の委任等により、窓口を集約することが、受験者の利便性につながるものと考えらる。 【参考:国土交通省所管の国家試験(一例)】 ●海事代理士試験 受付窓口:受験希望地を管轄する地方陸運局 ●一般建築士試験 受付窓口:公益財団法人建築技術教育普及センター ※試験の実施に関する事務を委任 ●測量士・測量士補試験 受付窓口:国土地理院総務部		【全国知事会】 不動産鑑定士試験の受験申込の都道府県経由の義務付けについては、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、廃止すべきである。		各都道府県では、都道府県知事許可の不動産鑑定業者に係る登録・監督事務を自治事務として行っており、県の登録・監督に直接に關係する不動産鑑定士試験の受験業務の受付事務についても、不備のある届書の対応等も含めて、支障なく対応されているところである。例年、受付事務が発生する期間としては受付期間である2月下旬から3月上旬の約3週間、書面での申請件数は、平成28年試験で15都道府県で100件を超えているものの、38府県では50件以下(27府で20件以下)となっている。 も、提案のとおり書面による受験申込の都道府県経由の義務付けを廃止した場合、不動産鑑定士試験は土地鑑定委員会が行うこととされていることから、全国からの受験申込の受付を東京で行うこととなる。一部の都道府県に確認をしたところ、当該都道府県の書面申請者の6~7割が窓口へ持参しているのにも関わらず、東京より遠方の受験者からの届書に不備があった際には、その訂正等に時間を要することとなるため、受験申込の完了までの期間がかかることを考慮すれば受験者の利便性は大きく低下することとなり、事務処理の遅延等による試験開催への悪影響も懸念される。 さらに、不動産鑑定士の受験者数が減少傾向にある中(短答式試験の申込者数は、平成18年の試験制度改正時の5,430名から、平成28年は2,023名と大きく減少している。)、受験者の利便性が大きく低下することになると、更なる受験者数の減少を招きかねず、不動産鑑定士の人材不足、不動産鑑定業の健全な発展や国や都道府県などが行う公的土地区画への悪影響も懸念される。 受験者からは、窓口での書面申請が便利であるとの要望を伝えることもあったことから、住所地の都道府県で窓口受付が今後も継続できれば、国土交通省においてのみ受付を行うことと比べ、より高い公平性・利便性は確保されるものと考えらる。 また、国土交通省所管の他の資格試験における試験受付の例(マンシオン管理士や管理業務主任者)が示されているが、登録期間事務や業の監督に都道府県が関係していないことなど、不動産鑑定士・不動産鑑定業と制度の建て付けが異なるものとなっていることから、同列に扱うことは適当ではない。 なお、受験届書の提出に関する支障事例があげられているが、住所地以外の都道府県へ誤って申請した受験者に再提出を求めると期限を過ぎってしまう場合についても国土交通省に相談をいただいた場合はこれまで全て届書の受理を認めており、運用の徹底により改善が図られることから、現行制度による支障事例にはあたらない。	<平28> 【国土交通省】 (8)不動産の鑑定評価に関する法律(昭38法152) 不動産鑑定士試験の受験の申込みに係る都道府県経由の義務については、受験者の利便性の確保と都道府県の負担軽減の両立を図る観点から、都道府県の意向を踏まえ、当該事務の在り方について検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 <平29> 【国土交通省】 (16)不動産の鑑定評価に関する法律(昭38法152) 不動産鑑定士試験の受験の申込みに係る都道府県経由の義務については、廃止する。	法律	平成31年1月1日施行。	不動産鑑定士試験の受験申込の都道府県経由を廃止することを内容とする「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成30年法律第66号)が、平成30年6月19日に成立。	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									支障事例	見解		補足資料	
															団体名
292	B	地方に対する規制緩和	土木・建築	不動産鑑定士試験の受験申込みに係る都道府県を經由する義務付けの廃止	【現行制度の概要】不動産鑑定士試験の受験の申込みについては、不動産の鑑定評価に関する法律第12条の2に基づき受験者の住所を管轄する都道府県知事を経由して行うこととされており、都道府県で、受験願書の配布、受付、国への提出事務を行っている。【支障事例】現在、都道府県で受理する郵送・持参の受験願書については、記入漏れ等をチェックし、必要に応じて本人に修正等を指示している。しかし、受験案内に記載されていない修正事項も多く、その場合は本省へ確認して修正することとなるが、すぐに回答がない場合には、後日郵送で修正のやり取りをすることとなり、受験者にとって二度手間となっている(特に窓口に来所された場合)。また、他都道府県の住所地の受験願書が届いた場合は受験者に返送し、住所地の都道府県に再提出してもらっており、受験者の理解不足ではあるが、この場合においても、二度手間となっている。受験願書提出後に氏名、住所又は連絡先が変更になった場合は、受験願書を提出した都道府県ではなく、直接、国に変更欄をFAXしなくてはならず、受験願書に係る統一窓口が明確でないために受験者が混乱している。【制度改正の必要性】当該業務は、法定受付事務ではあるが、現に国において電子申請での受験申込みを受け付けており、都道府県を經由させる必要性は低い。また、実際に県で行っているのは簡単なチェックのみであり、県の判断を要するようなものは含まれていない。	【制度改正による効果】受験申込みの都道府県異由という義務付けを廃止することで、国が直接受け付けている電子申請と窓口が一本化され、縦書き記載事項の不備に対し、迅速かつ的確に責任を持った対応が可能となるなど、受験者の利便性向上及び行政の効率化につながる。	不動産の鑑定評価に関する法律第12条の2	国土交通省	九州地方知事会	福岡県提案分「別紙」あり【具体的な支障事例、制度改正効果】※01	国土交通省は、9月30日の忙しい時期に受付することとなり、今後、国土交通省への未送付の事態が起こる可能性がある。受験生の立場を考慮しても、国土交通省直接送付又は不動産鑑定士協会連合会に提出先を委託する等を検討してほしい。○受験申し込み期日と国への送付期日までの期間が短く、受験申込期日当日に提出された申し込み書に補正の必要があった場合、その対応に苦慮しているところ。○現在、受験者の一部は電子申請システムにより申込みをしているものの、郵送や持参により申し込む受験者は多い。このため、提出された申込書に疑義があった場合は、必要に応じて受験者に対して修正の指示をすなど、受付までに時間を要することがある。○都道府県は、受験願書の配布、受付、国への提出事務を行っているが、現住所以外の在学地や就業地の都道府県では願書を受け付けられない。期限までに住所地の都道府県を經由して国に申請書が到達しなければ受験の機会を失うこととなる。	国土交通省からの第1次回答	見解	補足資料	
264	B	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	駐車場出入口設置に係る規制緩和	駐車場法及び同法施行令において技術的基準として義務付けられている路外駐車場の出入口の配置等については「交差点の側端又はそこから五メートル以内の部分」のうち一定のものについて適用が除外されている(令第7条第2項)。一方、安全対策上同等の規制で十分と思われる「道路のまがりかどから五メートル以内の部分」については同様の適用除外がなされていないため、最過でない又はより不適切な位置への設置に至るケースが生じかねない状態にあり、出入口設置に多額の費用がかかるケースも想定される。(構成市の具体例)駅前や繁華街等、大通りに面している地域では、裏口のまがり角に駐車場の出入口を設置した方が、交通渋滞の防止や安全な通行の観点から望ましいケースがある。	駐車場の出入口設置場所の選択肢が増えるため、より安全・円滑な道路交通実現に資する。	建築法施行令第7条第2項	警察庁、国土指定都市市長会	新都区	○本市に提出される路外駐車場設置届出の中には技術的基準を遵守するため、出入口の位置について適切とは思われない計画が散見される。状況によっては、適用除外とした方が合理的と考えられるケースもある。○繁華街、商店街、幹線道路に囲まれたエリア等における駐車場の出入口位置は、現行法に基づく安全面から望ましい位置に設置できないことがある。安全面を考慮しつつ、利便性を向上させるため、規制、基準の緩和を望む。	指定都市市長会から示された仙台市の事例については、交通の危険を生じさせるおそれのある道路のまがりかどから五メートル以内の部分ではない直線道路の部分に出入口を設置することが可能であると考えられるため、現在、内閣府を通じて指定都市市長会に対し、詳細を確認中である。なお、「道路のまがりかどから五メートル以内の部分」については、大臣認定の対象に含めない理由は以下のとおりである。①まがりかどについては、一般的に見通しが悪いことから、そのような場所に路外駐車場の出入口が設置された場合は、入庫しようとする車両及びその対向車がそれぞれの存在を認識できずに危険な接触が発生するおそれがあること。②道路のまがりかどから五メートル以内の部分については駐車を行うことが禁止されているところ。駐車場の出入口は一般的に順番待ち等の車両が滞留しやすいことから、通常想定されない対向車線にはみみすけして通行する車両との衝突事故等が発生する危険性が高まるおそれがあること。③駐車場の技術的基準が適用される駐車場(駐車)用に供する面積が500㎡以上において、一般的には、道路のまがりかどから五メートル以内の部分以外の直線道路の部分に出入口を設置することが可能であると考えられること。④路外駐車場の出入口の設置が可能となる幅員6メートル以上の道路においては、そもそもまがりかどが存在するケースが少ないこと	国土交通省は、都道府県を經由することとした理由は専ら「受験者の利便性」であることを認めたものと解する。受験機会の平等性の問題と受験者の利便性の問題は、全く別個の問題である。本業、国民や住民への行政サービスの向上は、当該事務・制度を所管する団体・機関の責任と負担により行うべきであり、窓口への物理的距離や事務処理の遅延を容念するのであれば省内の出入機関との協力体制を構築すればよいと思われる。国土交通省は、まずは受験者の利便性のために導入した電子申請システムを検証・改善することが必要であり、単に電子申請の割合が低いという現状を前提に都道府県を經由する必要を認論づけるのは早計だと思われる。窓口と受験者の住居が物理的に近いことでメリットがあるのは「受験者が都道府県庁に受験書類を直接持参する場合」だけであり、本県が平成28年に受け付けた受験者のうち、県庁に受験書類を持参した者は都道府県経由で申込みがあった者の約1割しかおらず、そもそも県庁で書類を直接受け付けることと合理的な理由も正当でない。郵送の場合は、直接国へ郵送することとしても受験者の利便性を損なうことは考えられない。逆に、受験案内に記載されていない事項の修正指示や郵送先が国交省に一本化されることで転居前の都道府県に届いて郵送された書類を受験者に返送していた問題も解消するなど、受験者の利便性の大幅な向上につながる。都道府県を經由する現行制度は、具体的な支障事例記載のとおり、持参及び郵送のいずれの場合においても受験者の利便性を低下させていることは明白である。なお、詳細については補足資料を参照されたい。	まがりかどについては、道路状況がどのような場合(一方通行や車両同士の危険な接触が生じにくい場合等)であったとしても、駐車場出入口の設置がカテゴリーから排除される仕組みになっており、駐車場法施行令第7条第2項で規定されている交差点と同じように適用除外の特例が認められるように改定を働き考える。真省第1次回答で示された理由①・②はあくまでも可能性であり、国土交通大臣が道路の円滑かつ安全な交通の確保に支障があると判断した場合、設置を認めなければ解決するものである。理由③については、現在、制限規定の適用が除外される可能性がある交差点の側端又はそこから五メートル以内の道路の部分に限っても、駐車場の技術的基準が適用される駐車場(駐車)用に供する面積が500㎡以上)においては、一般的には、交差点の側端又はそこから五メートル以内の部分以外の直線道路の部分に出入口を設置することが可能であると考えられ、まがりかどに出入口を設置できない理由にはあたらない。理由④については、当該まがりかどがどれほど存在するかデータを持ち合わせていない。しかしながら、仮に少数であったとしても、必要な対策を講じることと前提として、そこに出入口を設置した方が、より交通渋滞の防止や安全な交通の確保に繋がるのであれば、設置を認めるべきであり、ケースが少ないからという理由で検討対象から除外すべきではないと考える。		

各府県からの第1次回答を踏まえ追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定)記載内容 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該種別を<平29>として併記 ※平30対応方針(平30.12.25閣議決定)に記載があるものは当該種別を<平30>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
<p>【香川県】 全国からの受験申込を東京で行うことによる住民(受験者)の利便性の低下の懸念については、郵送や電子申請による対応とともに、電話による問い合わせ窓口を充実させることにより、住民(受験者)の利便性を低下させることなく受験申込の受付等が可能である。 不動産鑑定試験では、非参加による申し込みが認められているが、同じく受験機会を全国公平に広く提供されるべきである他の国家試験(司法試験、公認会計士試験、税理士試験)においては、持参による申し込みは認められておらず、郵送または電子申請に限定しても著しい利便性の低下には当たらないと考える。</p>		<p>【全国知事会】 不動産鑑定士試験の受験申込の都道府県経由の義務付けについては、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、廃止すべきである。</p>		<p>各都道府県では、都道府県知事許可の不動産鑑定業者に係る登録・監督事務を自治事務として行っており、其の登録・監督に密接に係る不動産鑑定士試験の受験業務の受付事務についても、不備のある期間での対応等も含めて、支障なく対応されているところである。明年、受付事務が発生する期間としては受付期間である2月下旬から月上旬の約3週間、審査での申請件数は、平成28年試験の審査申請の内、5都府県で100件を超えているものの、38府県では50件以下(27県で20件以下)となっている。 もし、提案のとおり審査による受験申込の都道府県経由の義務付けを廃止した場合、不動産鑑定士試験は土地鑑定委員会が行うこととなっていることから、全国からの受験申込の受付を東京で行うこととなり、東京より遠方の受験者からの数割に不備があった際には、その訂正等に時間を要することとなるため、受験申込の完了までの期間がかかること等を考慮すれば受験者の利便性は大きく低下することになり、また、事務処理の遅延等による試験開始への悪影響も懸念される。また、例に地方整備局の不動産鑑定士業務局で受理することとした場合、都道府県の不動産鑑定士業務局に比べて、より窓口が遠方になる等、利便性が低下する等が争いことが見込まれる。 さらに、不動産鑑定士の受験者数が減少傾向にある中(短答式試験の申込者数は、平成18年の試験制度改正時の6,000名から、平成28年は2,000名と大きく減少している)、受験者の利便性が大きく低下することになると、更なる受験者数の減少を招きかねず、不動産鑑定士の人材不足、不動産鑑定士の健全な発展や都道府県などが行う公的土壌評価への悪影響も懸念される。 「窓口と受験者の住居が物理的に近いことによりメリットがあるのは「受験者が都道府県庁内に受験業務を直接持参する場合」だけであり、(中略)、県庁に受験業務を持参した者は都道府県経由で申込みがあった者の約1割しかおらず」との語であるが、他の都道府県に関き取ったところ6~7割が持参しているとの話もあり、利便性の低下が認められる場合が考えられる。 受験者からは、都道府県での審査申請が便利であるとの要望が伝えられることもあることから、住所地の都道府県で窓口受付が今後も継続できれば、国土交通省においてのみ受付を行うこと比べ、より高い公平性・利便性は確保されるものと考えられる。 なお、受験業務の提出に関する支障事例があげられているが、住所地以外の都道府県へ誤って申請した受験者に再提出を求めると期限を過ぎてしまう場合についても国土交通省に相談をいただいた場合はこれまで全て障害の受理を認めており、運用の徹底により改善が図られると考えられることから、現行制度による支障事例にはあたらぬ。また、引き続き電子出願の利用促進に向けて取り組んで参りたい。</p>	<p><平28> ⑥(国土交通省) (8)不動産の鑑定評価に関する法律(昭38法152) 不動産鑑定士試験の受験の申込みに係る都道府県経由事務については、受験者の利便性の確保と都道府県の負担軽減の両立を図る観点から、都道府県の意向を踏まえ、当該事務の在り方について検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p><平29> ⑥(国土交通省) (16)不動産の鑑定評価に関する法律(昭38法152) 不動産鑑定士試験の受験の申込みに係る都道府県経由事務については、廃止する。</p>	法律	平成31年1月1日施行。	不動産鑑定士試験の受験申込の都道府県経由事務を廃止することを内容とする「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成30年法律第66号)が、平成30年6月19日に成立。	
<p>【新宿区】 国土交通省、警察庁の見解のとおり、事故の防止、安全性の確保が前提となることは理解しております。 新宿区として具体的な事例はありませんが、区内の繁華街、商店街などでも、支障事例と同様のケースが発生することが考えられることから、適用除外について要望しました。</p>		<p>【全国市長会】 事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>	<p>○交差点は、駐車場出入口について、例外的に国土交通大臣認定により設置が可能である。一方、まがりかどについては、道路状況がどのような場合(一方通行で車両同士の危険な絡みが生じにくい場合等)であったとしても、駐車場出入口の設置がカテゴリー別に排除され、硬直的で過剰な規制は組み込まれている。国土交通大臣が個別に認めれば設置可能な交差点と同じように適用除外の特例が認められるように改めるべきではないか。</p>	<p>路外駐車場出入口に関する規定のうち、まがりかどから5m以内における出入口の設置については、道路の円滑かつ安全な交通が確保できると認められる場合には、柔軟な対応が可能となるよう規定の弾力化を検討する。</p>	<p><平28> ⑥(国土交通省) (7)駐車場法(昭32法106) まがりかどから5m以内における路外駐車場の出入口の設置規制については、道路の円滑かつ安全な交通が確保できると認められる場合には、柔軟な対応が可能となるよう検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p><平29> ⑥(国土交通省) (15)駐車場法(昭32法106) (15)駐車場法(昭32法106) 道路のまがりかどから5m以内の部分、安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側帯からそれぞれ前後に10m以内の部分並びに路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から10m以内の部分における路外駐車場の出入口の設置規制(施行令7条)については、安全対策を講ずること等により、道路の円滑かつ安全な交通が確保できると認められる場合には、路外駐車場の出入口の設置を可能とし、平成30年中に必要な措置を講ずる。</p>	政令	公布・施行:平成30年12月27日	「駐車場法施行令の一部を改正する政令」(平成30年政令第354号)	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
93	B	地方に対する規制緩和	産業振興	砂利採取計画の変更届出に係る規定の省令への追加	砂利採取計画の軽微な変更については届出で足りるよう、届出に係る規定の省令への追加を求める。	砂利採取法において、採取計画の軽微な変更については省令の定めるところにより、変更認可によらず、届出で足りることとされているが、届出に係る規定が省令に定められていないことから、採取計画の変更については変更認可により対応している。一方で、採石法にも同様の規定があるが、採石法施行規則には軽微な変更についての規定が置かれているため、届出で足りることになっている。	変更届出に係る規定が省令に追加されることにより、軽微な変更については、認可を得ることなく、届出で足りることとなれば、行政及び事業者の事務負担の大幅な軽減が図れるとともに、処理期間の短縮化が見込まれる。	砂利採取法第20条第1項(但し書き)及び第2項	経済産業省、国土交通省	栃木県	—	福島県、茨城県、新潟市、静岡県、宮崎県	—	ご提案の内容を踏まえ、今後具体的にどういった変更が「軽微な変更」としても問題のないものに該当するのかについて、砂利採取法の目的にも照らしつつ、検討してまいりたい。	砂利採取法第20条第2項では省令で定める「軽微な変更」をしようとするときは、都道府県知事等に届け出なければならぬこととされているが、現在、省令に「軽微な変更」について規定されていないことから、「軽微な変更」として取り扱うためには、省令改正等が必要と考えている。そのため、どういった変更が「軽微な変更」に該当するのか検討いただくとともに、必要な省令改正等の措置についてもご検討いただきたい。併せて、具体的な検討スケジュールや検討手法についてもお示しいただきたい。 なお、採石法第33条の5第2項においても、「軽微な変更」の届出について、砂利採取法と同様の規定が置かれており、採石法施行規則第8条の16の2に「軽微な変更」について規定されていることから、この規定を参考に「砂利の採取計画等に関する規則」を改正し、同様の規定を設けるなどの対応を検討いただきたい。
61	A	権限移譲	産業振興	事業協同組合等の設立認可に関する事務の都道府県への権限移譲	中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、各地方運輸局及び地方整備局から都道府県へ権限の移譲	地方運輸局及び地方整備局の所管事務に係る外国人技能実習生共同受入事業を主目的とした組合設立等が今後、想定されている。当該事業は、2以上の都道府県にわたる事業の実施が多いことから、その認可等の事務は現在、地方運輸局及び地方整備局が行っており、事務手続きに多くの日数を要している。	2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であっても、都道府県で事務手続きを行えることから、事務手続きの負担軽減や手続きに要する日数の短縮を図ることができる。	中小企業等協同組合法施行令第32条 中小企業団体の組織に関する法律施行令第11条	国土交通省	富山県	—	—	これまで2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合に係る事務については、一元的な事務を行う観点から国土交通省の地方機関である地方運輸局・整備局にて行っていたところ、本提案事項の通り2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合に係る事務について都道府県へ権限を委譲した場合は、許認可や処分等の事務に関して各都道府県においても事務負担等の支障が起ころぬよう留意すべく、制度設計に当たっては関係機関の十分な調整が必要である。	2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等において、組合員の業種が複数省庁の所管にわたる場合は、関係省庁がそれぞれ管理・指導の権限を有するため、認可等に多くの日数を要しているが、権限移譲により、事務手続きの日数短縮や負担軽減のほか、組合等に対する統一的かつ迅速なサービスを提供でき、県民サービスの向上を図ることができる。 また、権限移譲による事業協同組合等の受入体制については、厚生労働省所管の組合は既に権限移譲済みであることや農林水産省所管の組合は、今後権限の移譲が予定されていることから、現体制で十分受け入れ可能である。 提案の早期実現に向け、調整スケジュールを示されたうえで、調整を進めていただきたい。	
135	B	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止	都道府県が離島振興計画を定めたときには、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合していないときは都道府県に変更すべきことを求めることができるが、実務上行われている離島振興計画案の事前提出による審査について、廃止する。	【現状】 離島振興法第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定めた際にこれを主務大臣に提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対しこれを変更すべきことを求めることができる。」と定められているが、実務上、計画策定前に離島振興計画案の事前提出により、離島振興基本方針に適合するか否かの審査が行われている。 なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針においては、国への事前提出による審査は行われていない。	事前審査を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、離島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上等)が期待できる。	離島振興法第4条第10項、第11項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	山口県、中国地方知事会	—	北海道、長崎県	○離島振興計画の策定において、実務上行われている事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25計画策定時には、国協議に3か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとり時間に時間がかかる。) ○手続きが廃止されれば、手続きの迅速化や事務的負担の軽減が見込まれる。国による支援が担保される前提であれば、反対するものではなく制度改正の必要性はあるものと考ええる。 ○離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25計画策定時には、国協議に5か月を要している。)	平成24年から25年の離島振興計画の作成スケジュールでは、国の離島振興基本方針の策定と並行して計画作成を行っているが、国からの情報提供により離島振興計画に盛り込む事項等は確認しており、計画は離島振興基本方針に適合する内容で策定している。 また、国への事前提出で頂いた修正意見は語句等の修正や削除にとどまっており、計画案の基本的内容を修正する必要があるものではなかったと思われる。 地方の自主性の確保や、行政改革による事務改善の観点からも、離島振興計画案の事前提出の廃止を求める。 なお、任意で行われる事前提出であっても、修正にはその都度関係庁内各課及び関係市町への意見照会が必要であり、前計画策定時には国からの事前提出案の回答からは修正期間が短かったことから、余裕を持った期限の設定を願いたい。	
														○本提案は、「離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。」とのことであるが、平成25年度計画策定時、離島振興計画の事前審査に要した期間は、関係行政機関への意見照会も含めて約1か月であり、また、その後の法第4条第9項及び第10項に基づく手続きにおいて特段変更や調整を求めていることから、ご指摘の「多大な時間と労力を要している」ものとは考えていない。 ○もとより事前提出は都道府県に対して任意で依頼しているものであるが、仮に事前提出が廃止された場合、事前の調整を終ること無く法第4条第9項及び第10項に基づき関係行政機関への通知及び意見照会の手続きを実施する必要があるが、事前に確認が行われていないため、仮に関係行政機関の長から主務大臣に対して意見が申し出られた場合、法第4条第10項の規定に基づき、都道府県に対して離島振興計画の変更を求めることとなる可能性が高い。離島振興計画を変更する際には、法第4条第12項の規定により、同条第3項、第4項及び第6項から第11項までの規定が準用されるため、都道府県と市町村との調整、主務大臣への再提出、主務大臣から関係行政機関への通知及び意見照会手続きを、場合によっては複数回行う必要があり、事前の確認手続きを廃止することはかえって国と都道府県双方の事務的負担を増大させるものとなる。 ○こうしたことから、離島振興計画を策定・変更する際には、引き続き事前の調整にご協力いただきたい。なお、政府としては事前の調整の際に都道府県の事務負担が増大することのないよう、適切に対応して参りたい。	

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成29年12月20日閣議決定) 記載中等 ※平成29対応方針(平成29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平成29>として併記 ※平成30対応方針(平成30.12.25閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平成30>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。		「軽微な変更」については、提案団体からの見解にある採石法の規定方法と同様の方法が良いかも含めて検討を行う必要があると考えている。また、具体的にどういった変更が「軽微な変更」としても問題のないものに該当するのかを検討するにあたり、必要がある場合には、認可権者のご意見も聞くなどして対応してまいりたい。	<平成28> 6【国土交通省】 (9) 砂利採取法(昭43法74) (11) 認可ではなく届出により対応できる採取計画の軽微な変更(20条2項)については、認可権者等の意見を踏まえつつ、その具体的な該当範囲を検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:経済産業省) <平成30> 6【国土交通省】 (15) 砂利採取法(昭43法74) 砂利採取計画については、2018年度中に省令を改正し、認可ではなく届出により対応可能な軽微な変更(20条2項)として取り扱う事項を規定する。 (関係府省:経済産業省)	省令	平成31年3月29日	砂利の採取計画等に関する規則の一部を改正する省令(平成31年経済産業省・国土交通省令第2号)	
		【全国知事会】 提案団体の提案に沿って、都道府県知事に移譲するべきである。		自治体側の受入れ体制に関しては、二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等に関する権限に基づく事務を一の都道府県が行うことについて、例えば各都道府県においても当該都道府県以外の都道府県との連絡体制の構築が図られているなど、富山県以外の都道府県についても受入の認否も含め特段支障がないことを明らかにしていただく必要があると考える。	<平成28> 4【国土交通省】 (1) 中小企業等協同組合法(昭24法181)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185) 事業協同組合等に係る認可等の事務・権限(二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であって地方運輸局又は地方整備局の所管に係るものに関する事務・権限に限る。)については、関係する都道府県が連携する仕組みを整備することにより実効性のある監督体制が整備できるか確認しつつ、都道府県に移譲することについて検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 <平成30> 4【国土交通省】 (1) 中小企業等協同組合法(昭24法181) 特定共済組合及び特定共済組合連合会等(全国を地区とするものを除く。)の経営の健全性を判断するための基準の策定(58条の4)並びに施行令33条3号に基づき地方整備局長又は地方運輸局長へ委任している事業協同組合等の認可等に係る事務・権限については、政令を改正し、都道府県に2020年中に移譲する。事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 (2) 中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185) 施行令12条に基づき地方整備局長又は地方運輸局長へ委任している協業組合等の認可等に係る事務・権限については、政令を改正し、都道府県に2020年中に移譲する。事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。	政令	令和2年9月30日公布、令和2年10月1日施行	事業協同組合及び協業組合等の認可等に係る事務・権限について、政令(中小企業等協同組合法施行令及び中小企業団体の組織に関する法律施行令)を改正し、令和2年10月1日に当該事務・権限を都道府県に移譲した。 中小企業等協同組合法施行令(令和2年9月30日付け令和2年政令第297号) 中小企業団体の組織に関する法律施行令(令和2年9月30日付け令和2年政令第297号)	
【北海道】 事前提出に係る事前審査の趣旨については理解するが、H25離島振興計画策定時は事前提出から審査終了まで約3ヶ月を要していること、また、その際の国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。			○一次回答のとおり、事前提出は、事務負担の簡素化の観点から都道府県に対して任意で依頼しているものであり、ご指摘の地域の自主性を妨げるものとは考えていない。 ○なお、事前提出に応じて頂けた場合、都道府県の個々の事情に鑑みて時間に余裕を持って調整を依頼するとともに、よく生じやすい間違い等を情報提供するなど調整に要する時間の短縮に努めてまいりたい。	6【国土交通省】 (5) 離島振興法(昭28法72) 離島振興計画(4条)の策定に係る事務については、任意の事前審査における都道府県の事務負担の軽減を図るため、都道府県の個々の事情に鑑みて時間に余裕を持って調整が可能となるようにするとともに、事前審査における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次回の離島振興計画策定時に講ずる。 (関係府省:総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省)	通知等	改正離島振興法成立後の離島振興計画策定時	改正離島振興法の成立に伴う新たな離島振興計画策定について、時間に余裕を持って調整が可能となるようにするとともに、事務の簡素化に資するため、以下の措置を講じた。 ・離島活性化交付金事業に係る事業の経過措置について改正離島振興法に規定された。 ・令和4年11月25日に開催した離島関係都道府県連絡会において、離島振興計画策定に関する説明を行った。 ・離島振興計画に記載する産業振興促進事項について、Q&A形式で周知した。		

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成29年12月20日閣議決定)記載内容 ※平29対応方針(平30.12.26閣議決定)に記載があるものは当該接特を<平29>として併記 ※平30対応方針(平30.12.25閣議決定)に記載があるものは当該接特を<平30>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
【北海道】 事前提出に係る事前審査の趣旨については理解するが、H25離島振興計画策定時は事前提出から審査終了まで約3ヶ月を要していること、また、その際の国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。	—			○一次回答のとおり、事前提出は、事務負担の簡素化の観点から都道府県に対して任意で依頼しているものであり、ご指摘の地域の自主性を妨げるものとは考えていない。 ○なお、事前提出に応じて頂けた場合、都道府県の個々の事情に鑑みて時間に余裕を持って調整を依頼するとともに、よく生じやすい間違い等を情報提供するなど調整に要する時間の短縮に努めてまいりたい。	6【国土交通省】 (5) 離島振興法(昭28法72) 離島振興計画(4条)の策定に係る事務については、任意の事前審査における都道府県の事務負担の軽減を図るため、都道府県の個々の事情に鑑みて時間に余裕を持って調整が可能となるようにするとともに、事前審査における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次回の離島振興計画策定時に講ずる。 (関係府省:総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省)	通知等	改正離島振興法成立後の離島振興計画策定時	改正離島振興法の成立に伴う新たな離島振興計画策定について、時間に余裕を持って調整が可能となるようにするとともに、事務の簡素化に資するため、以下の措置を講じた。 ・離島活性化交付金事業に係る事業の経過措置について改正離島振興法に規定された。 ・令和4年11月25日に開催した離島関係都道県連絡会において、離島振興計画策定に関する説明を行った。 ・離島振興計画に記載する産業振興促進事項について、Q&A形式で周知した。	